

統括支部長  
支部長  
委員長 各位

東京都社会保険労務士会  
会長 寺田 晃  
(公印省略)

## 新型コロナウイルスに係る対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在日本国内外における新型コロナウイルス感染者に関する報道が連日なされております。

厚生労働省より各種イベントの開催の必要性の検討を求められていることから、東京会の対応を下記のとおり決定いたしましたのでここに通知いたします。

今後の対応については、状況を勘案し順次ホームページやメールマガジンなどで情報発信を行ってまいりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### ①研修・セミナー

○東京会主催

2月22日から3月末日までの間、開催予定の研修・セミナーは、すべて中止にいたします。

有料研修に関しては、一旦延期といたします。

○統括支部・支部主催

2月22日から3月末日までの間、開催予定の研修・セミナーはすべて中止、又は延期とするようお願いいたします。

※中止・延期に伴い発生した費用については、内容を精査し、その全額又は一部を本会が負担いたします。

#### ②会議

○東京会主催

2月22日から3月末日までの間、開催予定の会議等は原則として中止いたします。なお、必要性・緊急性の高いものについては、会長が判断し決定の通知をいたします。

ただし、常任理事会、理事会、統括支部長・支部長合同会議については開催する予定です。

○統括支部・支部主催

2月22日から3月末日までの間、開催予定の会議等の開催のご判断は統括支部長又は支部長の判断にお任せします。

#### ③厚生事業

○東京会主催

2月22日から3月末日までの間、開催予定の厚生事業は、すべて中止いたします。

○統括支部・支部主催

2月22日から3月末日までの間、開催予定の厚生事業は自粛するようお願いいたします。

#### ④会館貸出

2月22日から3月末日までの間、統括支部・支部、関係団体、自主研究会等への会館貸出は原則として中止いたします。ただし、統括支部・支部、関係団体が上記②の会議に利用する場合は、この限りではありません。

4月以降の対応につきましては、3月18日に開催する臨時正副会長会で決定し通知いたします。

東京会へのご来館の際には、マスク着用など風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、各人で感染症対策を取っていただいた上でお越しください。

なお、すべての会議・研修等において、厚生労働省の情報に準じ、次の症状にあてはまる場合、ご出席を見合わせていただくとともに、早期に医療機関の受診をいただきますようお願い申し上げます。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
  - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。